新潟市ひまわりクラブ指定管理者事業計画書(1)

	新潟市社会福祉協議会	山の下地区コミュニティ協議会	木戸地域コミュニティ協議会	福祉部こども未来課下山福祉会
項目	(73 クラブ)	(山の下)	(木戸)	(下山)
1 基本方針 (1)基本理念 (2)基本方針	(1) 放課後の時間帯において、保護者の代わりに家庭的機能を補完し、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、適切な遊び及び生活の場を提供するとともに、子どもの最善の利益を考慮し、その健全育成を図る。 (2) ①子どもの安全管理、健康管理、情緒の安定②遊びの活動への意欲と態度の形成③遊びを通しての自主性、社会性、創造性の向上及び基本的生活習慣の確立④学校や地域の様々な社会資源と連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を図るとともにその家庭の子育てを支援する。	(1) 児童の安全確保、生活の場と遊びを通した健全育成を図る。 (2) 児童の健康と安全管理及び情緒の安定。遊びの活動と学習への意欲形成。自主性、社会性と創造性の向上。保護者への子育て支援	(1) 児童の安全確保、生活の場と 遊びを通した健全育成を図る。 (2) 児童の健康と安全管理及び情 緒の安定。遊びの活動と学習への意 欲形成。自主性、社会性と創造性の 向上。保護者への子育て支援	(1) 地域の児童が下校後、安心できる環境で楽しく過ごす。 (2) 児童の健全な育成を図る。
2 運営組織 (1)職員配保 (2)人材確保、 育成、す方 に対方方 び内容	(1) 支援の単位ごとに2名以上の支援 員を配置し確実なクラブ運営を実施する。 (2) 豊富な経験と実績をもち、児童の 育成に情熱を燃やす心身ともに健康な 支援員を確保し、充実した研修を実施 することにより、質の高い人材を育成 する。	(1) 児童の安全等基本方針の実施の 為、常に適正な配置を行う。 (2) 地元地域の人材活用を基本に、知 識と理解及び情熱を有する質の高い 職員を採用し定期的研修と会議をも つことで、質の担保とボランティア等 の育成も同時に図っていく。	(1) 児童の安全等基本方針の実施の為、常に適正な配置を行う。 (2) 地元地域の人材活用を基本に、知識と理解及び情熱を有する質の高い職員を採用し定期的研修と会議をもつことで、質の担保とボランティア等の育成も同時に図っていく。	(1) 管理者、放課後児童支援員、 事務員 (2) 職務に責任をもって、資質向 上に努めるよう、研修に参加する。
(3) (4) (5) (6) 支学連地連配すに対要に対方法接校携域携慮る対応望対応法と、と、を児す針苦す及の、の、の、要童る、情るび	(1) ①低・中・高学年の発達之た応じため終された②学年を超れた②学年を超れたのよるによるのようではよるでは、一点ではなった。のようでは、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点	(3)学校長、学級担任と情報を共有し、 児童に合った指導を行う。 (4)地域の避難訓練、防災訓練を通し て顔の見える事業を行う。 (5)一人一人に合った支援指導を行 う。学級担任や特別支援学級担任と情 報を共有し、援助、支援、協力をいた だく。 (6)保護者や地域の要望、苦情は積極 的に意見を拝聴した上で、その後の事 業に取り入れていき、受付窓口から解	(1) 児童の尊厳を守り傾聴の姿勢を基本に、個別且つ適正な育成を図る。 (2) 保護者からの告知、支援員からの報告の徹底等コミュニケーションに努める。 (3) 地域教育コーディネーター(事務局長)を介して、学校と綿密な関係を築く。 (4) 地域行事等への積極的な参加により、コミュニケーションの構築を図る。 (5) 特に注視し個々に配慮を行う。 支援員の学習研修を行う。 (6) 保護者や地域の要望、苦情は積極的に拝聴し、迅速に解決を図っていく。	(2) 保護者面談の機会を設けたり、 便り等で連携をとる。 (3) 学校での様子、出来事を伝え てもらい、不安な気持ちを引きず らないようにする。 (4) 下校後の気持ちが開放的にな るので、住民との連携を大切にす る。 (5) 児童が安心してのびのびでき る環境をつくり、専門知識をもっ て対応する。 (6) 要望、苦情、相談に対して真
4 管(1) (2) 者自時個保虐施・維 (2) 者自時個保虐施 (3) (4) (5) (5) (4) (5) (5) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	り得るという危機意識を常に持って、 児童の安全確保に万全を期すため、「ひ まわりクラブの危機管理」、「リスク管 理の手引き」、「保健衛生マニュアル」	防止と共に安全確保に万全を期す。 (2)発生時に適切かつ迅速な行動及び 連絡体制を確保し安全確保を行う。 (3)個人に人格尊重を理念に法令を遵 守し、慎重かつ適切に取り扱う。 (4)早期発見、通告の義務、児童に対 して適切な対応を行う。	(2) 発生時に適切且つ迅速な行動 及び連絡体制を確保し安全確保を 行う。 (3) 個人の人格尊重を理念に法令 を遵守し、慎重かつ適切に取り扱	(1) マニュアルに沿って、訓練を重ね防止に努める。 (2) マニュアルに沿って、訓練を重ね防止に努める。 (3) マニュアルに沿って、児童の人権の保護に努める。 (4) マニュアルに沿って、早期発見に努め防止に努める。 (5) マニュアルに沿って、定期的に点検を行い安全な施設管理に努める。

古口	新潟県ビル管理協同組合	ワーカーズコープ	福祉部こども未来談 新潟南福祉会
項目	(両川、東曽野木、横越、西内野)	(白根)	(潟東南)
1 基本方針 (1)基本理念 (2)基本方針	(1) 常に児童の健康と安全確保に配慮し、放課後の時間帯における家庭的機能の補完により、「生活の場」及び「遊び」を通して、児童の健全育成を図る。 (2) ①児童の平等利用を確保すること②児童の健康管理、安全管理、情緒の安定を図ること③クラブ活動を通じて、遊びの活動と学習への意欲形成を図ること④クラブ活動を通じて、遊びの活動と学習へ	(1) 子どもと親、地域住民が主体的に運営に参加し、まちぐるみで支えあう、地域子育て支援の拠点、地域コミュニティの核となるひまわりクラブを目指す【大切にしていく点】①参加②話し合い③共生④柔軟性⑤専門性(2)子どもたちの自主性、主体性を育むことを中心に据えて、次の「3つの貢献」を大切にする。①子どもたちの成長への貢献②親の支援への貢献	り」に努める。・保護者への子育て支援を図
	の意欲形成を図ること⑤保護者の子育て支援を図ること⑥児童・保護者・地域のニーズに即した管理 運営に努めること⑦職員の資質向上に努め、モチベーションの高いクラブ運営を実現すること⑧事業の利用促進を図るため、積極的かつ効果的な広報活動により広く市民に周知する。	③地域の再生とまちづくりへの貢献	る。 产品外 C ▼7 街 1 女 7 社 7 人 7 も 7 も 7 も 7 も 7 も 7 も 7 も 7 も 7 も
2 運営組織 (1)職員配置 (2)人育破大が 育成対方 方で である び内容	(1) 放課後児童指導員 常勤 12 名、補助員 常勤 10 名、日々代替職員 非常勤 28 名、事務局職員 常勤別途 (2)・現行クラブ在籍職員への継続依頼・組合員企業の福祉部門からの転籍雇用・職場体験等の実習生の積極的な受け入れ・職員公募・採用、配置時の厳正な選考と 0JT 教育を含む採用前研修・職員全員参加研修:年2回・グループ会議、クラブ運営会議、事業者定期巡回、事務局運営会議の開催	(1) 施設管理責任者(常勤)1名・支援員(常勤)3名、支援員(非常勤)10名の職員14名体制で運営。児童厚生員・教諭・保育士等の資格を有し、常勤者は、児童厚生施設等で常勤経験2年以上の者を配置するよう努める。施設管理責任者候補が防火管理者資格を有しない場合、早急に必要な講習を受講し資格を得ることに努める。(2)子どもに向き合う姿勢や情熱があり、様々な技能を持つ人材を確保。研修にも積極的に参加し、専門性の質を高める。	きる。また、採用する場合は有資格者で経験者 を配置する。職員の資質の向上のため、安全管理、生活指導、人材育成等の研修の機会を設け
3 運営につい ての提案 (1)子どもの	の姿勢を基本とし、子どもの発達過程と個々の養育 環境を十分に理解し、個別的かつ適正な育成を図	一人ひとりの意欲や願いに沿いながら、子どもの	(1) 個々の発達段階及び発達過程、特徴や働きかけ等を理解し育成にあたる。異なる学年の仲間、指導員や地域の人達等、多くの人との関
発達段階 に応じた健 全育成		主体的な育ちを支援する。 (2) 保護者会で親同士をつなぎ、支え合いや学び あいの関係が広がるように支援する。連絡ノート	わりや活動を通し自主性や社会性、創造性が育 つよう生活の場を提供する。 (2)毎月「学童だより」を発行し児童の活動
(2)保護者との連携及び保護者	生活を継続的かつ安定的に保障し、親の働く権利と	を軸に、ひまわりクラブや子どもたちの様子をお 互いに伝え合い、地域の子育て支援の課題を共に 考え、力を合わせて取組を進める。	や生活の様子を発信、行事の参加呼びかけなど 効果的な方法を工夫する。必要な場合は、保護 者と個人面談を行い、子育ての悩みや不安なと
支援 (3) 学校との 連携	家庭の生活を守る。様々な養育環境を抱える保護者の生活スタイルを肯定的に理解する。 (3) 日常的な子どもの安全確保と健康に関する情	(3) 学校の施設利用や行事開催などは、ていねい に協議・報告を行う。担任の先生との日常的な連 絡や子どもの様子、成長、変化等をニュースや交	機関やコミュニティ協議会等、地域組織と連携 を図ることにより課題解決を図る。
(4) 地域との 連携 (5) 配慮を要	連携を図る。学校とひまわりクラブの連動性に考慮 し、積極的にふれあいスクールと連携を図る。	流などで伝える。虐待やいじめ、不登校等の問題を、子どもの生活を支える放課後児童クラブで気づくことが多くある。学校と連携しながら、解決	(3) 児童、保護者、学校、地域の情報交換にとどまらず、児童の健全育成、保護者の子育て支援等にも連携して取り組み、地域の育てる大
する児童 に対する 対応方針	ラブ行事への招待活動、地域行事への参加を検討。	に向け子どもを支え、一緒に役割を果たす。学校 行事の見学や授業参観などで学校生活を知り、育 成支援に活かす。	を向上させる。学校から、毎月の下校時刻表、 行事予定表をいただき、学校へも毎月の「学童 だより」を配布し、相互の情報交換を行う。
(6) 要望・苦情 に対する 対応及び 方法	関等との連携を図る。おやつの購入などは、可能な	(4) 地域住民が主体的に関わり、白根ひまわりクラブがあることによって地域が活性化する、そんな地域コミュニティの核として発展させていく。 地域の子どもたちへの思いをもつたくさんの人た	(4) 地域との連携やふれ合いを通して、人の 心のぬくもりの中で育っていけるよう「地域の つながり」を大切にする。コミュニティ協議会 自治会等と連携して、ともに参加出来る行事を
ЛЖ	(5) 障がいのめる子ともの支入にあたらては、子 どもと保護者の立場に立ち、障がいの程度、発達状 況等、個々の状況を的確に捉えた育成とより良い支 援や問題の解決方法を検討。保護者への事前ヒアリ	ちと出会い、クラブの行事や活動を通じて交流する中で、地域で子どもたちの成長を安全に見守り、 子育てを支え合う関係を築いていく。	全面云等と連携して、ともに参加山木の打事を 企画する。 (5) 障がいのある児童もない児童も、食物アレルギー等配慮を要する児童も、「ともに学び
	ングにより食物アレルギーを持つ子どもへの事前 認知を徹底し、充分な配慮を心掛ける。 (6) 苦情受付担当者を配置し、要望・苦情等の受	(5) 障がい児への対応は、実際の子どもをよく見て状況をつかみ、方針をたて、障がいのある子どもたちと他の子どもたちが一緒に生活する中か	ともに遊び、ともに育つ」を推進し、安心して安全に過ごせるよう運営する。 (6) 要望・苦情は事業内容の向上に向けた大
	付体制の明確化と積極化を図る。苦情解決責任者が 申出者との解決に向けた話し合いを行い、その経 過・手順・結果については対応事例として検証と評		きなヒントになると考え、児童・保護者が言い やすい関係づくりを日々行い、要望・苦情に近切に対応し、事業運営に反映させていく。受付
	価を行い、その後の事業運営に反映させる。第三者 委員を設置し、客観性と専門性を持ち、利用者の立 場に立った助言を求める。利用者アンケートにより 日頃から積極的な利用者ニーズの吸い上げと把握 に努める。	ある。要望・苦情には誠意を持って迅速に対応し、	担当者を配置し、面談、電話、書面等により多
4 危機·維持 管理	確保が最優先である」との意識づけ。子ども自身が	(1)毎日、子ども・職員がいきいきと楽しく活動するために、防犯・事故発生時の対策として環境	
(1) 事故防止、 防災	安全に配慮した行動が取れるような意図的働きかけと支援。定期的な防災訓練、教育訓練研修。不審者対策・「障害・賠償・生産物対人賠償保険」への	整備と安全対策に万全を期す。	遊具の安全点検、日常点検・定期点検を実施する。事故防止マニュアルを作成し対応を周知1 底する。

底する。

者対策・「障害・賠償・生産物対人賠償保険」への

加入。職員の社会保険加入、定期健康診断による労働環境の整備。定期的な施設設備点検により発生時の被害の未然防止、最小限に抑える取組。緊急連絡

網の整備と職員への携帯義務付け。

項目	新潟県ビル管理協同組合	ワーカーズコープ	新潟南福祉会
以 日	(両川、東曽野木、横越、西内野)	(白根)	(潟東南)
(2)事故、不審	(2)「事故・災害発生時の対応フローチャート」に	(2) 職員は慌てず落ち着いて対応し、必要に応じ	(2) 事故が発生した場合は周囲の状況及び当
者、火災、	則った迅速かつ適切な対応。防犯グッズ「さすまた」	て受診させ、保護者と連絡をとり、状況をていね	該利用者の状況を判断し、児童の安全確保を最
自然災害	を配置	いに説明する。	優先として、必要な措置等を行う。年2回の避
時の対応	(3) 個人情報保護法、新潟市個人情報保護条例及	(3) 個人情報を適切に扱い、漏洩などの事故防止	難訓練や日常の中でも機会をとらえ対応を周
(3)個人情報	び「新潟県ビル管理協同組合 個人情報保護基本規	等積極的に対策を講じている。	知徹底する。緊急時のバックアップ対応として
保護	程」に則った運用の周知徹底	(4) 職員一人ひとりが「問題の背景には、児童虐	法人全体で取り組み、近接の特養「虹の里」を
(4) 虐待防止	(4) 児童虐待の早期発見と対応は、職員と事業者	待があるかもしれない」という認識の下、普段か	バックアップ施設とする連携体制を構築する。
(5)施設管理	に課せられた重要な役割の一つであることを明確	ら子どもの変化や言動などに着目し、虐待の早期	(3) 守秘義務と児童の人格の尊重を常に意識
	に意識付ける。日頃から、子ども、保護者の様子に	発見と防止に努める。職員会議等で客観的に問題	すると共に、児童及びその家族の個人情報の漏
	意識を持って接し、周りの子どもとの関わり合いの	を明らかにし、通告は施設全体の方針として事業	洩防止、盗難等の事故防止に努める。内部研修
	中から早期発見に努める。児童虐待ではと迷った	所長が決定する。	を年1回以上行うとともに、個人情報に関する
	時、おかしいと感じた時にはクラブ職員等は各自の	(5)・建物の機能保全、安全確保に立脚した維持管	規則ならびに個人情報取扱規則を周知徹底す
	判断のみで対応することは避け、運営責任者と充分	理を行う。備品等の管理については整理整頓し、	る。
	協議した上、新潟市、児童相談所へ速やかな通告を	無駄を省き管理費の削減に努める。・日々衛生的な	(4) 虐待防止責任者を設置する。「学童だより」
	行う。児童虐待に対する職員への啓発と普及	環境を整える。・開館時には不審者対策に万全を期	や行事等様々な機会を通して保護者への啓発
	(5) 関係法令の遵守、子どもが安全・快適、健康	し、閉館時には無人警備を委託し、施設の保安維	を行う。
	的・衛生的に過ごせる施設管理。予防保全を目的と	持を図る。	早期発見・相談・通告のしくみづくり、地域や
	した年間計画に基づき実行。施設管理を通じて、子		児童に関わる期間との連携を図る。
	どもたちへの「学び」として、社会のルールや共同		(5) 公の施設の指定管理者としてその責務を
	生活のきまりについての意図的な働きかけ。新潟市		自覚し、管理運営に関する基本的事項を実践す
	第3次環境基本計画に配慮し、ゴミの減量化と資源		るとともに、適切な運営を通して、児童が心身
	化に積極的に取り組み、事業者の役割を充分認識し		ともに健やかに行く背うされるよう運営する。
	環境保全活動に貢献		「安心して過ごせる安全ない場所づくり」を実
			践できるよう、施設管理を行う。
			課題には法人全体で取り組む。安全管理の徹
			底・衛星管理の徹底・経費削減・より良いサー
			ビス